

秋田県社会的養育推進計画（素案）の概要について

地域・家庭福祉課

1 策定の趣旨

令和4年改正児童福祉法において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われたため、現行計画（令和2年度から令和11年度）の見直しを行い、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「秋田県社会的養育推進計画」を策定

2 現計画の主な取組状況

《令和6年度の目標値に対する令和5年度末時点の実績値等》

●当事者であるこどもの権利擁護の取組

(1) 定期的なアンケート実施施設数

【目標：R6】4か所 【実績：R5】4か所
・各児童養護施設においてアンケートを実施

●市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 子ども家庭総合支援拠点実施数

【目標：R6】25市町村 【実績：R5】12市町村

(2) 子育て世代包括支援センター実施数

【目標：R6】25市町村 【実績：R5】25市町村

※「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法に伴い、「こども家庭センター」に移行。

●代替養育が必要な児童数

(1) 代替養育が必要な児童の推移

【R2】204人【R3】198人【R4】218人【R5】213人
（【推計：R6】177人）

●里親等への委託の推進に向けた取組

(1) 里親委託率

【目標：R6】26.0% 【実績：R5】25.4%
・各種取組の結果、徐々に里親委託率は上昇

●施設の小規模かつ地域分散化、高機能化、及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 多機能化した児童養護施設数

【目標：R6】4施設 【実績：R5】4施設

●一時保護改革に向けた取組

(1) 一時保護専用施設の設置数

【目標：R6】2か所 【実績：R5】0か所
※R6年度に1か所設置済

●児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 児童相談所の児童福祉司数

【目標：R6】国基準 ⇒ 【実績：R5】39人（国基準は38人）

3 計画の主な内容と評価指標等

●当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

- (1) こどもの権利擁護に係る環境の整備
- (2) 里親委託や施設入所等の措置、一時保護決定時等における意見聴取
- (3) こどもの意見表明等支援事業の創出

・意見表明等支援事業をなるべく早期に開始し、R11までに順次対象児童の拡大を図る。

●市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- (1) 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組
- (2) 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組
- (3) 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

・こども家庭センターの全市町村設置に向け、市町村への支援や連携を強化

《こども家庭センターの設置数》

【R6】11市町村 ⇒ 【R11】25市町村

●各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- (1) 近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえた時点修正

《代替養育を必要とするこども数》

【R5】213人 ⇒ 【R11】208人

●一時保護改革に向けた取組

- (1) 一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備
- (2) 委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保・育成

・一時保護所を対象とした第三者評価を3年に1回実施
・一時保護所の職員に対する研修を毎年度実施

●里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- (1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等
- (2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築

《里親等委託率》

【R5】25.4% ⇒ 【R11】50.5%

・里親支援センターのなるべく早期の設置を検討

●施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- (1) 施設で養育が必要なこども数の見込み
- (2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・良好な家庭の環境の整備に向け、施設の地域分散化等について、施設との協議を実施

●社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握
- (2) 社会的養護経験者等の自立支援の推進

・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所は、令和11年度までに県内1か所の実施を検討